

# ハッピーライフ 年金プラン のおすすめ

拠出型企業年金保険[個人年金保険料控除(税制適格型)]

おすすめ  
Point

## 月々2,000円から無理なくはじめられる 豊かな将来のための年金制度です!!

意向  
確認  
書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

### ● 財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 給付内容はニーズに合致していますか。
  - ご自身が選択された掛金(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。
  - 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金累計額を下回ることがあります。

- ご加入には所定の条件があります。→詳細は「加入資格」をご確認ください。
- 個人年金保険料控除の適用を受けるためには所定の条件があります。→詳細は「税務上のお取扱い」をご確認ください。



### 加入(増額)日

### 募集期間

2024年8月1日 >> 2024年 6月3日(月)~2024年7月10日(水)  
2025年2月1日 >> 2024年12月2日(月)~2025年1月10日(金)

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の  
公的年金シミュレーターはこちら



ご注意

7ページ~10ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込み前に必ずお読みください。  
なお、ご加入者(被保険者)は当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。



## 「ハッピーライフ年金プラン」の特徴

この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。



### 「ハッピーライフ年金プラン」のポイント

1

掛金は、月払**1口 2,000円**。  
1口～100口まで任意の口数をお選びいただけます。

2

掛金払込期間満了年齢は**満75歳**です。  
掛金払込期間満了後は、**10年確定年金**を受取ることができます。  
年金でのお受取りにかえて、一時金で受取することもできます。

3

ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に脱退された場合は、**脱退一時金**をお支払いします。

4

ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に死亡された場合は、  
ご遺族に**遺族一時金**をお支払いします。

5

年金受取開始までの**掛金払込予定期間が10年以上**の場合、  
ご加入者(被保険者)が負担された保険料は**個人年金保険料控除**の対象となります。

※年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年未満の場合、ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となりませんが、一般生命保険料控除の対象となります。

※2023年11月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。



- 「ハッピーライフ年金プラン」は元本保証の保険ではございません。  
積立金額(脱退一時金額) および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金累計額を下回ることがあります。
- 「ハッピーライフ年金プラン」は、東京医師歯科医師協同組合の利用分量配当金の対象外となります。



## ご加入例

掛金払込期間満了年齢：75歳

### ●早いうちから備えたい人は

Aさん  
(35歳)



将来のために年金をはじめたいわ。  
若いときから毎月コツコツ積立てよう!

月払 **25** □ **50,000** 円で加入すると…

50,000円/月  
× 1年の合計

600,000円/年  
× 40年の合計

年金原資  
(積立金額合計)



75歳から10年間  
受取れる年金月額

年間払込掛金  
**600,000**円

40年間の払込掛金累計額  
**24,000,000**円

40年間の積立金額  
約**28,857,500**円

約 **25.3** 万円/月

### ●しっかり計画をしたい人は

Bさん  
(55歳)



子どもたちが独立したし、ゆとりある  
老後生活のために毎月しっかり積立てたい!

月払 **100** □ **200,000** 円で加入すると…

200,000円/月  
× 1年の合計

2,400,000円/年  
× 20年の合計

年金原資  
(積立金額合計)



75歳から10年間  
受取れる年金月額

年間払込掛金  
**2,400,000**円

20年間の払込掛金累計額  
**48,000,000**円

20年間の積立金額  
約**51,325,000**円

約 **45.0** 万円/月

●実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。  
記載の金額については、4ページの給付額試算表の条件をご確認ください。

ご参考



## 老後生活の「支出額を知る」

●夫婦2人でゆとりある老後生活に  
必要と思われる生活費用額\*は…

約 **37.9** 万円/月

\*夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低  
日常生活費と経済的にゆとりある老後生活を送るための  
費用の合計額

●老後の最低日常生活費

約 **23.2** 万円/月

食料費/税金・社会保険料/  
光熱・水道費/住居費等

●老後のゆとりのための上乗せ額

約 **14.8** 万円/月

旅行・レジャー/趣味・教養/  
子どもへの資金援助/耐久消  
費財の買い替え資金等

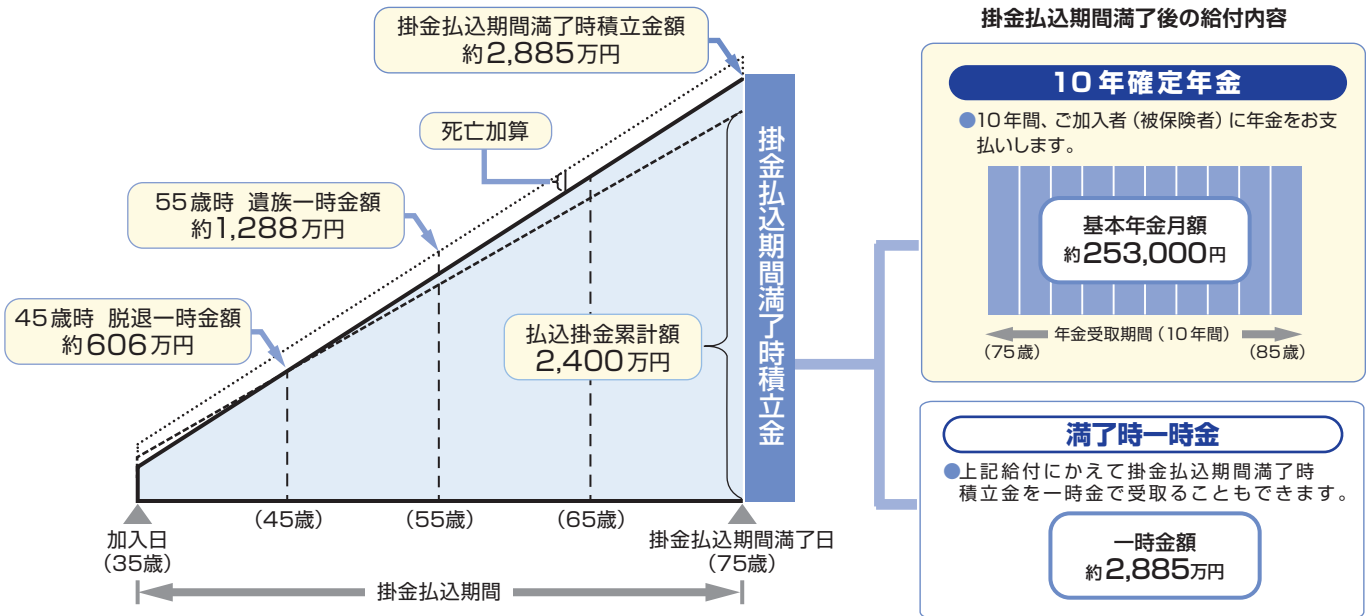
(公財)生命保険文化センター 「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」(月額平均)

給付額試算表(4ページ)を参考にあなたのプランを考えてみましょう!!



# しくみ図

- ご加入例
- ご加入年齢：35歳
  - 月払掛金：50,000円（1口2,000円で25口加入）
  - 掛金払込期間満了年齢：75歳



## 給付額について

- しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- 掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- 実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

※この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

## 給付内容

### 【掛金払込期間中の給付内容】

- 次の種類の給付金をご加入者（被保険者）にお支払いします。

脱退一時金	ご加入者（被保険者）が脱退された場合は、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
遺族一時金	ご加入者（被保険者）が死亡された場合は、死亡時点の積立金額に月払掛金の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。 新規加入（増額）される場合、死亡加算は加入日（増額日）から適用されます。

### 【掛金払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者（被保険者）にお支払いします。

10年確定年金	年金受取期間中	10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
	一時金でのお受取りを希望された場合	年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
	ご加入者（被保険者）が死亡された場合	ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

- 年金の開始日は掛金払込期間満了日（満75歳に達した日（組合員））ですが、実際のお支払いは、年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。  
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 加入期間が10年以上かつ満60歳以上の場合も、年金で受取ることができます。
- 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

## 配当金

- 毎年、契約応当日に財政決算を行い、剰余金があれば配当金として、各ご加入者（被保険者）に分配します。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りに出来ない場合もあります。  
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りに出来ません。
- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。



# 給付額試算表

●この商品は、積立金額が払込掛金累計額（元本）を上回るには、一定の期間（下表の例の場合、9年間）を要する商品です。  
 ●下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は「当パンフレットに記載の給付額について」をご確認ください。

## 月払 25口 50,000円 加入の場合

積立期間	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額) ※払込掛金累計額到達年に枠囲み	10年確定年金基本年金月額
1年	600,000円	約 577,500円	—
2年	1,200,000円	約 1,161,500円	—
3年	1,800,000円	約 1,751,500円	—
4年	2,400,000円	約 2,348,000円	—
5年	3,000,000円	約 2,951,000円	約 25,800円
6年	3,600,000円	約 3,560,500円	約 31,200円
7年	4,200,000円	約 4,176,500円	約 36,600円
8年	4,800,000円	約 4,799,200円	約 42,000円
9年	5,400,000円	約 5,429,000円	約 47,600円
10年	6,000,000円	約 6,065,500円	約 53,100円
11年	6,600,000円	約 6,708,700円	約 58,800円
12年	7,200,000円	約 7,359,500円	約 64,500円
13年	7,800,000円	約 8,017,200円	約 70,300円
14年	8,400,000円	約 8,682,200円	約 76,100円
15年	9,000,000円	約 9,354,700円	約 82,000円
16年	9,600,000円	約 10,034,700円	約 87,900円
17年	10,200,000円	約 10,722,200円	約 94,000円
18年	10,800,000円	約 11,417,500円	約 100,100円
19年	11,400,000円	約 12,120,500円	約 106,200円
20年	12,000,000円	約 12,831,200円	約 112,500円
21年	12,600,000円	約 13,550,000円	約 118,800円
22年	13,200,000円	約 14,276,700円	約 125,100円
23年	13,800,000円	約 15,011,500円	約 131,600円
24年	14,400,000円	約 15,754,700円	約 138,100円
25年	15,000,000円	約 16,506,000円	約 144,700円
30年	18,000,000円	約 20,392,700円	約 178,800円
35年	21,000,000円	約 24,505,500円	約 214,800円
40年	24,000,000円	約 28,857,500円	約 253,000円

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

### 当パンフレットに記載の給付額について

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。

また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
  - この保険契約全体の加入口数が月払15,891口を常に維持していることを前提とします。
  - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
  - 2023年11月20日現在の基礎率(予定利率・予定死亡率等)に基づき計算しております。
  - この保険契約における2023年8月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。

(5) 記載の金額には、配当金を加味しておりません。

- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにされない場合もあります。
- 年度(2024年8月1日～2025年7月31日の間)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、8月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(2月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。



# 取扱内容

## 加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、東京医師歯科医師協同組合の組合員・賛助会員の方で、年齢満70歳未満の方（掛金払込期間満了日までの期間が5年以上ある方）。ただし、個人年金保険料控除を受けるためには、掛金払込期間満了日までの期間が10年以上あることが必要です。
- 掛金払込期間中に組合員が東京医師歯科医師協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。その際、積立金額（脱退一時金額）および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金累計額を下回ることがあります。

## 掛金

- 月払……1口あたり2,000円とし、最低1口以上最高100口まで加入できます。
- 掛金はご加入者（被保険者）負担です。
- 掛金は毎月、組合員・賛助会員個人名義の口座から「預金口座振替依頼書」に基づき、自動的に振替えます。法人名義の口座は振替口座にはご指定いただけません。  
(2024年8月1日加入の第1回目は8月末日、2025年2月1日加入の第1回目は2月末日)
- 1カ月振替えできなかった場合はご契約が失効となりますのでご注意ください。
- 掛金2,000円あたり52円の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。

### 掛金の増額・減額

- 年2回の募集期間中にお申込みを受付します。
- 掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が1年以上ある方に限ります。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。



ご注意

● **ハッピーライフ年金プランは元本保証の保険ではございません。**  
積立金額（脱退一時金額）および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金累計額を下回ることがあります。

## 掛金払込期間満了日

- 満75歳に達した日（組合員）とします。  
※掛金のお払込みは75歳の誕生日の末日までとなります。

## 受取人

- 年金（年金にかえての一時金を含む）、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。
- 遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（※）とします。  
(※) 遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

## 税務上のお取扱い

### 保険料

- 制度運営費については、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象ではありません。
- 加入日時点から年金受取開始（年齢満75歳）までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。
- 加入日時点から年金受取開始（年齢満75歳）までの掛金払込予定期間が10年未満の場合、ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となりませんが、一般生命保険料控除の対象となります。

年金受取開始までの掛金払込予定期間が <b>10年以上</b> の場合	年金受取開始までの掛金払込予定期間が <b>10年未満</b> の場合
<b>個人年金保険料控除</b> の対象です。	<b>一般生命保険料控除</b> の対象です。

※当ハッピーライフ年金プラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。  
当ハッピーライフ年金プランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当ハッピーライフ年金プランは旧契約になります。  
当ハッピーライフ年金プラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等に加入されていない方は、旧契約のみで控除額を計算していただけます。  
生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。  
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

## 年金・一時金

- 以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

年 金	(公的年金等以外の) 雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - $\left( \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}} \right)$
脱 退 一 時 金 ・ 掛 金 払 込 期 間 満 了 時 一 時 金	一時所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額 = (一時金額 - 払込保険料累計額 - 50万円*) $\times \frac{1}{2}$ *同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。
遺 族 一 時 金	相続税の課税対象です。 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、2023年11月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

## 制度運営および引受保険会社

- 当制度は東京医師歯科医師協同組合が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。  
【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

## 個人情報の取扱いに関する東京医師歯科医師協同組合と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東京医師歯科医師協同組合(以下、組合といいます。)を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、組合は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、組合がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。組合は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
  - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、組合等へその目的の範囲内で提供します。
  - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き組合および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

## ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

団 体  
お問合せ先

### 東京医師歯科医師協同組合 保険部

〒101-0029 東京都千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル16階  
TEL: 03-3256-2102 FAX: 03-3256-2100

●受付時間● 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く。)

<https://www.ishikyo.or.jp> E-mail: hoken@ishikyo.or.jp

日 本 生 命  
お問合せ先

### 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター

TEL: 0120-563-924(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(970-9538)をお知らせください。

●受付時間● 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)

# ハッピーライフ年金プラン ご契約の概要について【契約概要】

## 拋出型企業年金保険〔個人年金保険料控除（税制適格型）〕

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。

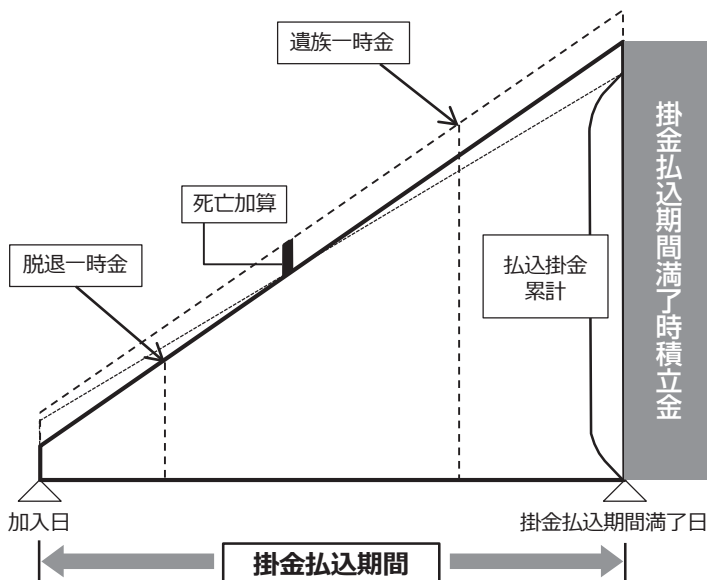
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

### この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者(被保険者)が負担された保険料は個人年金保険料控除の対象となります。(2023年11月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)

### しくみ図(イメージ)



**年金**  
年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。



ご注意

左記しくみ図はイメージです。詳細につきましては4ページの給付額試算表等をご確認ください。



## 加入資格

- 詳細は5ページをご確認ください。

## 掛金

- 詳細は5ページをご確認ください。

## 給付内容

### 【掛金払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。  
10年確定年金
- 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

### 【掛金払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- 詳細は3ページをご確認ください。

## 受取人

- 詳細は5ページをご確認ください。

## 配当金

- 詳細は3ページをご確認ください。

## 制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は6ページをご確認ください。

## ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、6ページに記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく6ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

# 特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

## 拋出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または掛金の増額のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

(\*)掛金を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

### クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または掛金の増額のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

### 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。  
※所定の加入日(\*)については、パンフレット等に記載された「加入(増額)日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または掛金の増額を承諾する権限がありません。

### 年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
- (1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
    - その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
  - (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
    - 年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
  - (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
    - 引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
  - (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
    - 保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

- 保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

- (5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき

- この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

- (6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- 引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

#### ◎重大な事由

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき

- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

## 積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金累計額を下回ることがあります。
- 詳細は3ページ・4ページをご確認ください。

## 基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

## 制度内容の変更

- 東京医師歯科医師協同組合の決定により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

## ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、6ページに記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく6ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。



# 「加入申込書」記入見本

## お申込み手続き

- **新規加入の方・増額の方**は、必要事項を記入・押印のうえ「加入申込書」を東京医師歯科医師協同組合へご提出ください。
- **減額の方**は、東京医師歯科医師協同組合へご連絡ください。別途、必要書類を送付いたします。
- 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

2

令和6年8月1日に加入される方は「0608」、  
令和7年2月1日に加入される方は「0702」と  
ご記入ください。

1

「加入申込書」を記入された日を  
必ず、ご記入ください。  
※それぞれの加入（増額）日の  
募集期間をご確認ください。

共通1

**NISSAY 抛成型企業年払保険 加入申込書**  
(幹事会社) 日本生命保険相互会社 行

私は、現在正常に勤務しており、パンフレット記載の意向確認書により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載の重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）および個人情報の取扱い等について了承・同意のうえ、以下のとおり加入（変更）を申込みます。あわせて、新規加入・保険料（掛金）増額後一定期間は、積立金額（脱退一時金額）が払込保険料（掛金）合計額を下回ることについて承知しました。

証券番号	役従	結合	団体コード
	1000		

責任開始は加入（変更）年月日からと

グループ区分	事業所コード	払方1(月払)加入(変更)年月日	払方2(半年払)加入(変更)年月日	所属コード
	50608015	令和6年8月1日	令和6年8月1日	

「事業所コード」は管理契約のみ記入ください。「所属コード」は管理契約のみ記入ください。

被保険者番号	被保険者氏名 (カタカナで記入ください)	性別	生年月日	申込印
	トウキョウメイ タロウ	① 男性 ② 女性	③ 昭和 ④ 平成 590131	東京

該当する番号に○印をつけてください。

加入区分	口数(口)	払込額(円)	加入区分	口数(口)	払込額(円)
① 新規加入 ② 増額	25	50000	① 新規加入 ② 増額		

新規加入または増額しない場合は記入不要です。  
\*払方2(半年払)のみの加入はできません。

該当する番号に○印をつけてください。今回加入・増額する口数と払込額を記入ください。  
\*増額の場合、増額後の総口数・総払込額ではありません。

該当する番号に○印をつけてください。今回加入・増額する口数と払込額を記入ください。  
\*増額の場合、増額後の総口数・総払込額ではありません。

● **訂正記入例**

払込額(円)
50000
<del>50000</del>

5 該当する番号に○印をご記入ください。

6 今回新規加入・増額される口数・払込額であり、増額後の総口数・総払込額ではありません。

**月払 1口：2,000円**  
※1口以上100口まで

企業保険サービス課 (2019.5.13) 584-0602 K18-466 (幹事会社) 日本生命保険相互会社

※当「加入申込書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

加入(増額)日	募集期間
2024年8月1日	2024年6月3日(月)～2024年7月10日(水)
2025年2月1日	2024年12月2日(月)～2025年1月10日(金)